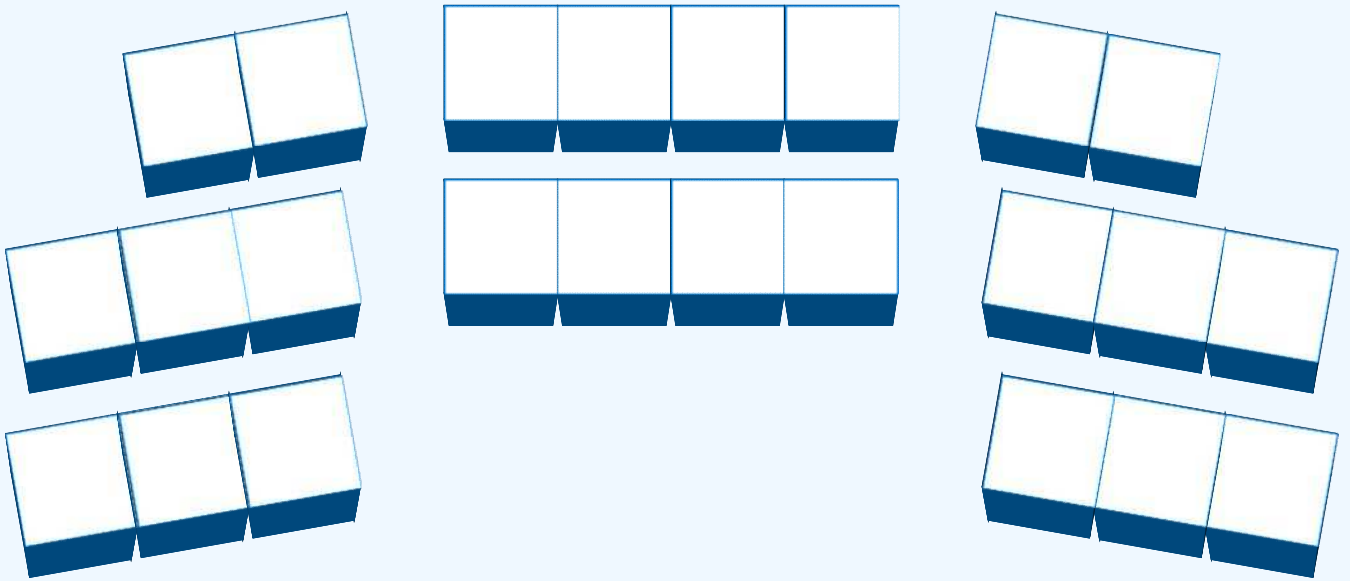


VOL.205
2024・9

市議会レポート



青梅市議会事務局

目 次

議会日誌-----	3
行政視察報告-----	7
総務企画委員会	
環境建設委員会	
福祉文教委員会	
議長会の動き-----	27
東京都市議会議長会	
全国市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き-----	32
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
全国自治体病院経営都市議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
青梅・日の出間都道整備促進協議会	
三鷹・立川間立体化複々線促進協議会	
多摩地域都市モノレール等建設促進協議会	
西多摩地域広域行政圏協議会	
青梅市議会新着図書目録-----	38
要綱・要領等の制定、改廃の状況-----	39
制定された要綱・要領-----	41
青梅市BPR研修業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱 以下 10 件	

議 会 日 誌

<5月>

- | | |
|---------------|---|
| 1日（水）午後 0:00 | 小千谷市市制施行70周年記念式典〔小千谷市民会館ホール
—島崎議長、局長〕 |
| 10日（金）午後 3:00 | 東京都市議会議長会事務局長連絡会議〔三鷹市役所—局長〕 |
| 13日（月）午後 1:30 | 埼玉県越谷市こしがや無所属の会行政視察来訪〔市立青梅総合医療センター—市立青梅総合医療センターの建て替えについて〕 |
| 14日（火）午後 2:00 | 全国自治体病院経営都市議会協議会定期総会〔都市センターホテル—島崎議長、局長〕 |
| 16日（木）午前 9:15 | 議会運営委員会 |
| 午前10:00 | 令和6年市議会定例会5月招集議会 本会議〔会期の決定、議案審議〕 |
| 20日（月）午前 9:00 | 定期監査（工事）説明聴取・現地調査〔市立青梅総合医療センター会議室—山内監査委員〕 |
| 午後 3:10 | ボッパルト市青少年友好親善使節団表敬訪問〔市役所—島崎議長〕 |
| 21日（火）午前 9:10 | SG第51回ボートレースオールスター開会式〔ボートレース多摩川—島崎議長、局長〕 |
| 22日（水）午後 1:00 | 全国市議会議長会定期総会〔東京国際フォーラム—島崎議長、局長〕 |
| 午後 2:30 | 東京都十一市競輪事業組合議会臨時会〔京王閣競輪場—久保議員、山内議員〕 |
| 23日（木）～24日（金） | 福祉文教委員会行政視察〔愛知県瀬戸市—小・中学校—貫教育の推進について〕 |
| 24日（金）午後 3:00 | 西多摩地区議長会勉強会・監査会・定例会議〔あきる野市役所—島崎議長、局長〕 |
| 午後 6:30 | ボッパルト市青少年友好親善使節団交流パーティ〔S&Dたまぐーセンター—島崎議長、湖城副議長〕 |
| 25日（土）～26日（日） | 相馬野馬追祭・自治体交流会〔福島県南相馬市—湖城副議長、局長〕 |
| 26日（日）午前10:00 | 東村山市市制施行60周年記念式典〔東村山市中央公民館—島崎議長、次長〕 |

	午後 1:00	青梅市環境美化大会〔市役所会議室―島崎議長〕
27日（月）	午前11:00	関東地区競艇主催地議会協議会定期総会〔府中市役所―島崎議長、湖城副議長、鴨居総務企画委員長、局長〕
28日（火）	午後 2:00	三多摩上下水道及び道路建設促進協議会総会〔東京自治会館―中野議員、山崎（哲）議員、山田（紀）議員、局長〕
29日（水）	午後 1:30	例月出納検査〔市役所会議室―山内監査委員〕
	午後 2:15	東京都市議会議長会理事会・定例総会〔東京自治会館―島崎議長、局長〕
30日（木）～31日（金）		全国競艇主催地議会協議会事務局長会議〔オークラアクトシティホテル浜松、ボートレース浜名湖―局長〕

< 6月 >

3日（月）	午後 3:00	議会運営委員会
4日（火）		G I 太閤賞競走開設68周年記念視察〔ボートレース住之江―島崎議長、局長〕
6日（木）	午前10:00	定例記者会見〔市役所会議室―島崎議長、湖城副議長、局長〕
10日（月）	午後 1:30	定期監査説明聴取〔委員会室―山内監査委員〕
13日（木）	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	令和6年市議会定例会6月定例議会本会議〔議案審議、陳情審議、一般質問〕
14日（金）	午前10:00	本会議〔一般質問〕
17日（月）	午前10:00	本会議〔一般質問〕
18日（火）	午前 9:30	環境建設委員会
	午前10:00	総務企画委員会
		福祉文教委員会
	午後 1:58	文化複合施設整備特別委員会
	午後 5:13	福祉文教委員会
20日（木）	午後 1:30	定期監査（工事）報告〔監査事務局―山内監査委員〕
21日（金）	午前10:00	予算決算委員会
	午後 0:39	全員協議会
	午後 2:40	タブレット端末操作研修会
26日（水）	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議〔委員会審査報告、議案審議〕
	午前11:23	総合病院建替特別委員会

27日（木）～28日（金） 全国競艇主催地議会協議会定期総会〔石川県金沢市ANAクラウンプラザホテル、ボートレース三国一島崎議長、湖城副議長、鴨居総務企画委員長、局長〕

27日（木）午後 1:30 定期監査講評、例月出納検査〔市役所会議室―山内監査委員〕

<7月>

3日（水）午後 3:00 関東都市監査委員会定期総会〔川崎日航ホテル―山内監査委員〕

3日（水）～4日（木） 総務企画委員会行政視察〔広島県ボートレースチケットショップ呉、ボートレース宮島〕

4日（木）午後 2:00 東京都市議会中堅幹部職員研修会〔東京自治会館一次長〕

11日（木）午前11:00 関東地区競艇主催地議会協議会会長事務引継式〔正副議長応接室―島崎議長、局長、次長、庶務係長〕

16日（火）午後 2:00 青梅・日の出間都道整備促進協議会理事会・総会〔迫田環境建設委員長、山崎（哲）環境建設副委員長〕

17日（水）午前10:00 岐阜県中津川市議会・恵那市議会市民クラブ行政視察来訪〔市役所委員会室―ゼロカーボンの取組について〕

18日（木）午後 2:00 東京都市議会議長会事務局長連絡会議・研修会〔東京自治会館―局長、次長、庶務係長〕

19日（金）午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会正副委員長会議〔三鷹市役所―山田（紀）議員、庶務係主任〕

23日（火）午後 1:30 三鷹・立川間立体化複々線促進協議会および多摩地域都市モノレール等建設促進協議会合同総会〔ホテルエミシア東京立川―島崎議長、迫田環境建設委員長、局長〕

24日（水）～25日（木） 環境建設委員会行政視察〔石川県加賀市、高岡市―公共交通の充実について（ライドシェア事業等について）〕

26日（金）午前10:00 西多摩地域広域行政圏協議会第1回審議会〔市役所会議室―島崎議員、鴨居議員、野島議員〕

午前10:00 東京都市議会議会運営研究会〔稲城市地域振興プラザ―主査、議事係主任〕

午前10:30 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会〔東京自治会館―山田（紀）議員、庶務係長〕

29日（月）午後 1:30 例月出納検査〔市役所会議室―山内監査委員〕

31日（水）午前 9:30 決算審査および基金運用状況等審査〔市役所委員会室―山内

監査委員]

- 午前10:00 関東地区競艇主催地議会協議会正副会長議世事務局長会議・
事務局長会議 [市役所委員会室一局長、次長、庶務係長]
- 午前10:30 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会 [東京自治
会館一山崎（哲）議員、調査係長]



行政視察報告

総務企画委員会

本委員会では、所管事務調査事項である「収益事業の売上向上について」の調査、研究を目的として、デイレースを開催している「ボートレース宮島」とボートレース宮島の場外舟券発売場の1つ「ボートレースチケットショップ呉」の売上向上策やファン獲得等の取組を視察することとした。

視察地 ボートレースチケットショップ呉（広島県呉市宝町4-21）

ボートレース宮島（広島市廿日市市宮島口1-15-60）

視察期日 令和6年7月3日（水）～4日（木）

視察事項 収益事業の売上向上について

参加者 （委員長）鴨居たかやす （副委員長）山田 敏夫

（委員）藤野ひろえ、山崎 善信、長谷川真弓、島崎 実

久保 富弘、野島 資雄

（随 行…中村議事係長）

【ボートレースチケットショップ呉】

1 概 要

平成4年12月にボートピア呉（徳山専用場外発売所）を、平成16年3月に宮島専用場外発売所を開設。平成27年4月にボートピア呉徳山とボートピア呉宮島を一本化し、ボートピア呉（ボートレースチケットショップ呉）とし現在に至る。



ボートレースチケットショップ呉



担当職員から説明を受ける委員

2 施設・設備の改善等について

平成5年から計画的なリニューアルがされておらず、施設改修については、本来、施設会社の実施するところではあるが、今後の売上減の歯止め、ランニングコストの削減、適切な指定席の設置による利用者の増加及び高額購入者並びに若年層等の獲得に鑑み、企業団主導での施設改修（指定席の移転）を実施する。現在は、一般席の改修を実施している。



現在の一般席



改修中の一般席(7月27日より運用開始)

3 ファン獲得の主な取組

- (1) ボートレース芸人やパチスロライター等による予想会の実施
- (2) ガラポン抽選会の実施
- (3) (1)(2)の内容を、半径30km圏内の競艇等に興味を持つ方をターゲットとしたDSP広告(WE B広告を配信する際に、広告の費用対効果や広告効果を高めるためにターゲットを絞り込み配信する広告)の実施

※上記以外にもファン獲得に向けた各種イベント・サービスの実施

4 年度別売上額について

(単位：日、円)

年 度	開催日数	総売上額	1日平均売上額
令和2年度	301	4,681,352,400	15,552,700
令和3年度	365	4,956,758,200	13,580,200
令和4年度	364	4,711,032,500	12,942,400

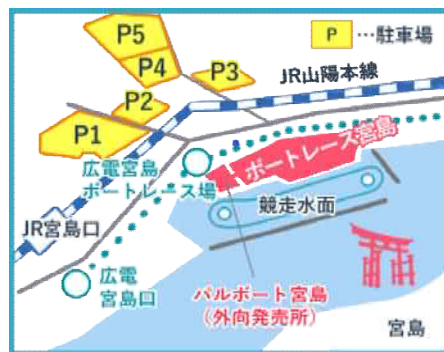
【ボートレース宮島】

1 概 要

昭和29年11月1日に全国で20番目のモーターボート競走場として初開催。瀬戸内海の海水を利用したコースとなっており、スタンドからは厳島や連絡船、天気の良い日は厳島神社の大鳥居などが望める。

平成30年度及び令和元年度に中央スタンド棟(3・4階)の改修を実施した。

新型コロナウイルス感染予防対策を講じながらの営業であったが、令和2年度から3年連続過去最高額の売上げを更新し、令和4年度は89,156,994,200円であった。



施 行 者	宮島ボートレース企業団(廿日市市、大竹市)	
開 催 日 数	201日(令和4年度)	
施 設 規 模	敷 地 面 積	22,906.76 m ²
	水 面 積	97,545.30 m ²

2 売上向上策の推進について

- (1) タレントによるレース予想のYouTube番組のライブ配信
- (2) 若年層や新規ファンの獲得に向けたイベントの開催
- (3) 全景、ピット、第1・第2ターンマークにWEBカメラ（MONTAスコープ）を設置

※上記以外にも売上向上の推進に向けた対策を実施

3 損益分岐点の改善について

近年においては、好調な売上を維持出来ていることから、施設や設備等のハード面の改修や誘客イベント、YouTube配信等の事業へ投資し、売上向上に繋げて行きたいと考えている。

4 施設・設備の改善について

竣工年度	内 容
平成30年度	スタンド棟4階指定席フロアの改修
令和元年度	スタンド棟3階一般席フロアの改修
令和2年度	イベントホールの改修
令和3年度 ～令和5年度	事務所棟の建替え及び競技機能の一部移転

今後は、構成市（廿日市市）が進めている「宮島口地区まちづくり整備計画」に沿って、外向発売所棟（PALBOAT宮島）周辺に休憩施設の設置や海上テラスの整備を行うなど、にぎわいの創出に向けた環境整備に取り組む予定



改修したスタンド棟3階一般席（左：シングル席 右：ソファ席）

改修したスタンド棟4階指定席（左：プレミアシート 右：ゴールドシート）



5 外向発売所（PAL BOAT宮島）について

(1) 施設概要

建築年月日	平成27年2月22日
1階設備	観覧、舟券購入ホール、指定席（36席）、コンビニエンスストア
2階設備	ROKU宮島

民間事業者の創意工夫とノウハウを活用し、より効率的・効果的に運営ができる包括的民間委託制度を活用し運営している。事業者については、プロポーザル方式にて選定した。

6 ファン獲得の取組

近年の主な取組として、ファミリー層や若年層をターゲットとした中長期休暇集客イベントを開催し、新規ファンの獲得を図る。

令和4年3月～4月	チャギントンランドMINI
令和4年7月～8月	仕事体験テーマパーク カンドゥー
令和5年7月～8月	チームラボ★学ぶ！未来の遊園地
令和6年7月～8月	スーパー昆虫ミュージアム



担当職員から説明を受ける委員（ボートレース宮島）

7 場内の食事処の取組について

宮島モーターボート競走場売店利用規程に基づき、申請者の審査を行い、営業を認める許可制としている。

現在、本場内で食堂6店舗、外向発売所にコンビニエンスストア1店舗がある。年間の営業日数が201日と限られていることや開催日程に偏りなどがあることから、食堂の負担を軽減するため、厨房機器等を施行者が負担している。

また、平日の本場来場者の減少傾向を踏まえ、一部の有料席の配膳サービスやファンサービスイベントにて、場内食堂利用券を配布するなど、食事処の収益確保に取り組んでいる。

8 年度別売上額について (単位：日、円)

年 度	開催日数	総売上額	1 日平均売上額
令和 2 年度	198	70,578,982,400	356,459,500
令和 3 年度	198	86,150,574,800	435,103,900
令和 4 年度	201	89,156,994,200	443,567,100

9 年度別繰出金額とその用途状況について

(1) 年度別繰出金額 (単位：円)

年 度	繰出金額合計	内 訳	
		廿日市市	大竹市
令和 2 年度	950,000,000	695,785,000	254,125,000
令和 3 年度	1,000,000,000	732,500,000	267,500,000
令和 4 年度	21,000,000,000	1,538,250,000	561,750,000

(2) 用途状況

廿日市市：民間保育園の整備、小中学校の整備、多世代活動交流センターの整備、多世代サポートセンターの整備

大 竹 市：新たな地域拠点施設の整備、J R 山陽本線を跨自由通路の整備及び駅舎の橋上化



総務企画委員会の委員（ボートレース宮島）

【視察を終えて】

宮島ボートレース企業団におかれましては、本場開催のお忙しい中、当委員会の視察を快く受け入れていただくとともに、堀田憲幸宮島ボートレース企業団議会議長を初め、親切丁寧な御説明及び御対応いただいた職員の皆様に感謝申し上げます。

まず、「ボートレースチケットショップ呉」については、開設から30年以上が経過しているが、企業団及び施設会社等の御努力により、平成29年度までは一日平均売上金額が1,900万円以上であったが、平成30年7月の豪雨による土砂災害、また新型コロナウイルス感染症発生による休館要請及び入場制限を設けた上での時短営業並びに

イベントの自粛、さらには令和5年9月末の呉市内にある製鉄所の閉鎖等により、令和4年度は1,300万円を下回る大変厳しい状況とのことであった。この状況を打開するため、現状の売上に合わせた施設のコンパクト化及びランニングコストの削減、適切な指定席の設置による指定席利用者の増加及び高額購入者の獲得並びに若年層・女性ファンなどの新規ファンを獲得するため、令和4年度に一般席及び指定席の施設改修を計画した。一般席については、現在リニューアル工事が行われており、7月末にリニューアルオープンとのこと。指定席については、今年度中のリニューアルオープンに向けて、企業団主導で行われるとのことであった。老朽化していく施設の計画的な改修は必須であり、お客様に快適な空間を提供するとともに既存ファンの掘り起こし、新規ファン獲得などを図るための取組が重要であると感じた。

次に、「ボートレース宮島」については、広島県廿日市市にある瀬戸内海に面したボートレース場で、スタンドから宮島や厳島神社の大鳥居などが望める最高のロケーションであった。ボートレース場近くの駅には、多くのインバウンドを見かけたが、場内では、その姿はほとんど見かけることはなかった。宮島はインバウンド人気観光スポットの上位に位置しており、いかにインバウンドにボートレースに興味を持ってもらうか、そしてどのようにしてインバウンドを取り入れるか、とても重要であると認識した。これは、全国のボートレース場も同じであり、今後の更なる健闘に期待する。

現在、ボートレース場を「地域に開かれた場所」とすべく、特に子育て世代を中心とした来場者数の増加を目的として、ボートレース場の複合施設化（ボートレースパーク化）事業が進められているが、ボートレース宮島の設置状況、遊休スペース等を確認したが、ボートレースパーク化を進めていくことに課題があると感じた。しかし、近年開催されているファミリー層や若年層をターゲットとした中長期休暇集客イベントは、新規ファン獲得だけではなく、地域の子どもたちを対象としたイベントを開催しており、まさに「地域に開かれた場所」であると感じた。また、計画的な施設・設備改善が取り組まれており、お客様に快適な空間を提供するとともに、来場者数の増加及び売上向上策が図られていることが分かった。

ボートレース宮島の近年の年度別売上額を確認すると、本市のボートレース多摩川に近い状況のようで、いかに高グレード競走を継続して誘致することが重要であるとの話を伺った。近年のボートレース多摩川においては、SGやプレミアムGIといった高グレード競走の誘致が出来ている状況であり、改めて関係者の皆様の御尽力に敬意を表し、感謝申し上げたい。当委員会としても引き続き売上向上につながるような施策を調査研究し、ボートレース事業を関係者と一緒に盛り上げていきたい。

（総務企画委員長 鴨居 たかやす）

環境建設委員会

環境建設委員会では、ゼロカーボンシティの実現を目指した取組を調査、研究するため、「エネルギーの地産地消について」を、また、本市の地理的な環境に合った公共交通施策について調査、研究するため、「公共交通の充実について」を所管事務調査事項としている。

調査を進めるに当たり、先進地の行政視察が必要と判断し、エネルギーの地産地消については、アルミ付き廃棄物から水素を製造する技術を持つベンチャー企業のアルハイテック株式会社を、公共交通の充実については、市内の遊休車両を活用したライドシェア事業を実施している加賀市を視察することとした。

視 察 地 アルハイテック株式会社（富山県高岡市）および石川県加賀市

視察期間 令和6年7月24日（水）～25日（木）

視察事項 アルハイテック株式会社…エネルギーの地産地消について
加賀市…公共交通の充実について

参 加 者 （委員長）迫田 晃樹 （副委員長）山崎 哲男
（委 員）山田 紀之、茂木 亮輔、井上 たかし
片谷 洋夫、阿部 悦博、湖城 宣子
（随 行…石高主査）

【エネルギーの地産地消について（アルハイテック株式会社）】

1 アルハイテック株式会社の概要と功績

アルハイテック株式会社は、北陸新幹線「新高岡駅」から自動車で20分程度にある企業団地「高岡オフィスパーク」に所在し、2013年10月に設立した環境ベンチャー企業である。「廃アルミから資源・エネルギーを回収するシステムを基盤とし、社会に貢献すること」を理念に掲げ、廃棄物とエネルギーの地産地消や、自立分散型エネルギー水素社会の実現を目指すほか、SDGsへ真摯に取り組んでいる。

2021年3月には、外部電源不要の小型可搬型水素発生発電装置「エ小僧」の開発により、「日本機械学会北陸信越支部賞（技術賞）」を受賞し、2021年11月にはアルミ付き廃棄物の資源回収および水素製造システムにより、「令和3年度気候変動アクション環境大臣表彰（イノベーション発掘・社会実装加速化枠）」を受賞したほか、2023年7月には、岸田文雄内閣総理大臣の初の経済ミッションへの同行（アラブ首長国連邦（UAE））や、2023年11月のCOP28（国連気候変動枠組条約締結国会議）のスタートアップビレッジに出展する等の功績を残している。

2 アルハイテックの技術と事業

アルハイテック株式会社は、アルミ付き包装材が、生産され消費されたら焼却・埋め立て処分されていることに着眼し、「資源エネルギーを有効活用することなく廃棄されている事は大きな問題」ととらえ、アルミ付き廃棄物から資源・エネルギーとして取り戻す技術開発に取り組み、以下の特許を取得した装置を開発し、販売事業およびオンサイト事業を展開している。



(1) パルパー型分離機

ア 目的・機能

アルミ付き紙パック等、焼却して埋立てされているアルミ付き廃棄物から、資源であるパルプを取り出すため、水で紙を分離する装置。

水は循環して使用するため、基本的に排水不要で、分離回収した紙（パルプ）は資源として活用可能。

イ 販売対象

製紙会社、再生パルプメーカー、古紙問屋、自治会（公民館）など。

ウ 販売内容

装置およびメンテナンス。

価格は 500 万円～3,000 万円。



パルパー型分離機

(2) 乾留式アルミ回収装置

ア 目的・機能

アルミに付着したプラスチックについて、プラスチックはガスや、油となることを利用し、熱によってガス化させることで除去し、高純度な乾留アルミを取り出す。

イ 販売対象

アルミ複合材メーカーなど。



乾留式アルミ回収装置

ウ 販売内容

装置およびメンテナンス。

価格は1億円～10億円。

(3) 可搬型水素製造装置「エ小僧」

ア 目的・機能

廃アルミも使用できる世界初の水素製造装置で、アルミから水素を発生させる反応液は繰り返し使用可能（約100回）。

山間地やキャンプ場、被災地、BCP対策として、電源の無い場所で電気を供給することができる。

イ 販売対象

自治体、レジャー施設、アルミ関連企業など。

ウ 販売内容

装置、反応液、アルミ、メンテナンス。

価格は600万円～2,500万円。



可搬型水素製造装置

「エ小僧」

(4) オンサイト事業

顧客の工場内に水素製造装置を設置してオンサイトで水素を製造する。アルハイテック株式会社が水素製造装置を顧客の工場に持ち込み、工場から出る「アルミ端材」で「水素と水酸化アルミ」を製造する。工場は、製造された水素で電気利用・熱利用が可能となる。装置本体にかかる初期投資は無く、ランニング費用のみの支払いとなり、契約期間は5年契約を基本とするビジネスモデルである。

顧客のメリットとして、設備のイニシャルコストを抑えて導入することができる。アルハイテック株式会社側も反応液や装置を顧客が扱わないので技術を守ることができ、装置の品質向上やメンテナンスノウハウの蓄積を行うことができる。



アルハイテック株式会社 代表取締役社長 水木伸明氏から説明を受ける委員

3 次世代エネルギー「アルミ水素」の優位性

(1) CO2 排出量の比較

水素の製造方法については、化石燃料を改質して製造する水素などがあるが、製造段階で CO2 の排出がある。アルミ水素はアルミから化学反応により抽出した CO2 フリーの水素であり、今後、世界的にも水素需要の増加が高まる中で、脱石油・脱炭素社会への有力候補として、注目されている。

水素製造方法		二酸化炭素排出量 [kg-CO2/kg-H2]	備考
アルミ水素		0.00 (工小僧～大型発生装置)	
目的生産	水電解	0.00～19.78 (再生可能エネルギー～系統電力)	
	化石燃料改質	12.00	LPG使用
副生水素	苛性ソーダ	9.55 ～ 12.89 (重油代替～石炭代替)	苛性ソーダを1トン製造する際に、副生物として水素が280 Nm3発生
	鉄鋼	11.11 ～ 14.22 (重油代替～石炭代替)	コークス炉において水素を50%以上含むコークス炉ガスが発生

CO2 排出量比較（水素 1 kg 製造する際に発生する二酸化炭素排出量）

(2) アルミのエネルギー換算

アルミ 1 kg からは、2 kWh の発電が可能で、燃料電池自動車であれば、20km の走行が可能なエネルギーを産出できる。また、副産物の水酸化アルミについては、再度アルミニウムを製造する際に再利用ができる。通常、水酸化アルミの製造には、原料のボーキサイトから製造するが、その際には CO2 の排出されることから、CO2 の削減にも寄与している。



(3) 運用コスト

現状は、生成した水素を貯蔵し、ステーション等の設備へ輸送して利用していることから運用コストが高いほか、生成した水素を-253℃に冷却する際に 10%、輸送する際に 40%が蒸発してしまうので、効率も良くない状況となっている。

アルミ水素はアルミを輸送し、水素製造装置により必要な時に水素を製造することから、運用コスト面で優位となっている。



4 水素社会への取組み

アルハイテック株式会社は、アルミを有効活用した水素社会づくりを目指す「北陸アルミ水素将来ビジョン」を掲げており、アルミ関連産業が集積した北陸地域からこの仕組みを拡げていけるよう取り組んでいる。

開発した装置をもとに、リサイクル工場での前処理として、家庭系アルミ廃棄物からパルプ部分の抽出や樹脂成分を燃焼させてアルミを抽出していくほか、廃棄アルミの再利用として、水素を工場の動力源、水酸化アルミを工業利用し、さらには、戸建て住宅や公共施設(BCP 対策)での水素の活用として、水素ステーション、EV スタンド設置の推進を目指している。これらの取組みにより、将来のアルミ水素を活用したまちづくりにつながっていくことが期待される。



環境建設委員会の委員(アルハイテック株式会社にて)

【公共交通の充実について（加賀市）】

1 加賀市の概況

加賀市は石川県の南西部、福井県との県境に位置し、人口は約6万2千人、面積は青梅市の約3倍の約306㎢であり、山中温泉、片山津温泉、山代温泉の3つの温泉を持つまちである。2024年3月に北陸新幹線が金沢駅から敦賀駅まで延伸したことに伴い、市内に新たに加賀温泉駅が開業し、東京駅から約2時間40分（東京駅から新神戸駅までとほぼ同じ時間）で移動できるようになった。その開業効果として3温泉の入込客数の倍増やインバウンド客の増加による経済波及効果が大きく見込まれている状況である。

2 加賀市版ライドシェア導入までの経緯

(1) 公共交通の現状

大きくは2種類の路線バスが整備されており、1つは加賀温泉駅から3温泉に向けて運行する市民向けの「北鉄加賀バス」、もう1つは加賀温泉駅を起点として3温泉を含めた観光スポット等を周遊する「キャンバス」が運行されている。また、市内のタクシーの登録台数は約50台だが、ドライバーの高齢化も進んでおり、夜の時間帯は数台しか運行していない状況である。

(2) 交通の課題

路線バスについては、運行エリアは広いものの、運行が1時間に1本程度であり、利用者にとって利便性が低いことに加えて、加賀市の地理特性である多極分散型都市により輸送効率が悪化（待ち・乗車時間が長い）している状況である。また、バス・タクシー事業者ともにドライバーの不足、高齢化が進んでいる。

このように、利用者の減少から交通事業者の採算性の悪化、路線数や便数の減少につながり、利用者の待ち時間や乗車時間が長くなることで、さらに利用者が減少していくという負のスパイラルに陥っている。

(3) 課題の解決に向けて

交通体系の基本コンセプトとして「移動最適化都市、加賀市」を掲げ、潜在的な地域資源（ドライバーと車両）を総動員して、市民や観光客の誰もが、どこからどこにでも、いつでも自由かつ簡単・便利に移動できる交通体系を実現することを目指すこととした。

そのコンセプトに基づく一つのアクションとして、市内の遊休車両（各種施設の送迎車両や自家用車）の活用と住民ドライバーが参加する、市民同士の助け合いによる「加賀市版ライドシェア」の実現に向けて取り組むこととなった。

3 加賀市版ライドシェアの概要

(1) 事業体系

事業の実施主体は「加賀市観光交流機構」であり、登録ドライバーとの委託契約や、タクシー会社に対して登録ドライバーへの運行管理・安全管理について業務委託を行っている。また、利用者においては、スマートフォンアプリ「Uber」から配車予約を行い、予約を受けた加賀市観光交流機構が登録ドライバーに配車依頼をして、有償運送をする。なお、加賀市は、登録ドライバーの選考に当たり、書類選考や面接を行い、安全・安心を担保するため、厳しい基準で選考を行っている。

(2) 事業内容

目的・主旨	北陸新幹線の延伸により来訪者の増加が見込まれる中、バス・タクシー事業者のドライバー不足が深刻であり、増車が見込めない状況である。この状況を解消するため「自家用有償旅客運送」を行うことで、市民・観光客の移動手段を確保する。
根 拠 法	道路運送法 第78条 第2号（交通空白地有償運送）
実 施 主 体	一般社団法人 加賀市観光交流機構
運 行 時 間	午前7時から午後11時まで
実 施 区 域	市内全域（午前7時から午後7時までは一部制限あり）
料 金	タクシー料金の8割（国土交通省通達にもとづく）
利 用 方 法	スマートフォンアプリ（Uber Japan）
決 済	スマートフォンアプリ内でのオンライン決済（クレジット決済、PayPay等）で、現金支払いはできない。
台 数	50台を想定
安 全 管 理 運 行 管 理	加賀第一交通株式会社（タクシー会社）
そ の 他	加賀市観光交流機構がドライバーと委託契約（雇用契約ではない）

(3) 事業コスト

ア 初期費用

140～150万円（ドライバー講習代、ドライブレコーダー（貸与）、ドライバー用ポロシャツ、車両掲示用マグネット（許可番号を掲示）、点呼用スマートフォン（貸与））

イ 運用コスト

無し。（利用者料金のうち、7割がドライバー収入、3割がUber等への管理料となり、加賀市が負担するコストは無い。）

(4) 実績

ア ドライバー

35人（普通自動車第一種運転免許で運行可能）

イ 利用件数

339 件（2024 年 7 月 15 日現在。1 日当たり 0 ～ 7 件の利用）

ウ 主な乗降地

加賀温泉駅、山代温泉、片山津温泉、山中温泉、大聖寺

エ その他

国土交通大臣が加賀市版ライドシェアを視察・試乗（2024年3月）



加賀市の担当職員から説明を受ける委員

4 加賀市版ライドシェアの課題

本年 3 月から、ライドシェア事業を実施して 4 か月程度が経過したが、Uber を利用してのライドシェアについて、利用に慣れている海外からのインバウンド客にとっては利用しやすい一方で、加賀市内では Uber 自体の認知度が思ったより低かったとのことであった。また、乗車後の評価アンケート結果では、良い評価を得られているものの、利用件数については、微増傾向ではあるが 1 日当たり数件程度であり、さらなる認知度の向上や利用につながる情報発信が必要な状況である。



環境建設委員会の委員（加賀市役所にて）

【視察を終えて】

アルハイテック株式会社では、水木社長自ら熱弁を振るっていただき、御対応いただいた社員の皆様を含め、心より感謝申し上げます。アルミ廃棄物から、生成時にCO₂を排出しないクリーンなエネルギーである「アルミ水素」を生成し、それを活用した水素社会を目指す取組みは、ゼロカーボンシティ宣言を表明し、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて取り組みを推進していく青梅市にとって、大変参考となるものであった。また、掲げる将来ビジョンについても目指す方向性は明確となっており、エネルギーの地産地消の観点からも、アルミ廃棄物を回収し水素を製造、製造された水素は、家庭・産業用の電源や水素ステーション、避難所や医療機関の非常用電源として活用が見込まれるほか、副産物の水酸化アルミについても工業用の原料やアルミニウムに還元できるなど、持続可能な循環型社会に寄与できる仕組みとなっている。

今後、世界のエネルギー需要も、CO₂を排出する石炭・石油等の化石燃料より、クリーンでサステナブルな水素エネルギーの需要が高まることが予想されており、アルミ水素はその需要に貢献できると思われる。

今回視察を行ったアルハイテック株式会社は、水素製造装置の開発企業であり、実際に日常的に利用できる設備の設置や運用面については、費用面はもとより他の企業との連携や協力が課題となることが見込まれるため、導入においては様々な視点で調査や分析が必要だと感じた。水素ステーション一つを例にしても、市内に設置は無く、近隣市まで行かなくてはならない現状もあり、ゼロカーボンシティの実現に向けて、地産地消エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入促進、クリーンエネルギー自動車の普及拡大、持続可能で環境負荷の少ないまちづくり、の4つを柱としている青梅市においても今後、水素エネルギーの活用について研究していく必要があり、これからも幅広く調査を進めていきたい。

加賀市のライドシェア事業は、2024年3月の北陸新幹線延伸による「加賀温泉駅」開業を契機として観光客増加が見込まれる中で、深刻なバス・タクシー事業者のドライバー不足で増車を見込めない状況を解消するべく構築された事業であった。新駅の開業までの短期間での準備で、タクシー会社やUberとの調整にたいへん苦勞をしたとのことであったが、運用コストにおいて、利用者から頂いた料金で、ドライバーへの報酬やUber等への管理料を賄い、加賀市の負担が無いという事業体系は、補助金や助成金に頼らない自走型の事業として非常に参考となる事業モデルであった。

実際に私も現地で加賀市版ライドシェアを体験してみたが、アプリを起動してすぐに配車予約をすることができ、乗車時の接客も温かく非常に好印象を受けた。これには、ドライバー採用の際に、安全・安心を最優先に考え、厳しい基準で選考をしてい

る加賀市の姿勢が感じられ、移動時のひとつの印象が、その観光やその市全体の印象にプラスにもマイナスにも作用してしまうことをあらためて認識した次第である。

市域が広く、輸送効率が悪いという点では青梅市も同様の課題を抱えており、各種施設の送迎車両や自家用車等の遊休車両を活用した市民同士の助け合いによるライドシェア事業は、今後の新たな公共交通の導入を検討するに当たり参考となるものであった。

当委員会においても引き続き調査を行い、青梅市の地理特性に合った市民が利用しやすい公共交通の形を研究していきたい。

(環境建設委員長 迫田 晃樹)

福祉文教委員会

福祉文教委員会では、児童・生徒の成長に資する事業を推し進めるため、また、家庭、学校、地域が一体となって、社会に開かれた学校づくりを推進できるよう研究することを目的として、「小・中学校一貫教育の推進について」を所管事務調査事項としている。これまで青梅市の取組について教育委員会から説明を受け調査を行っているが、さらに調査を進めるに当たり、先進地の様々な小中一貫教育の取組について行政視察を実施する必要があると判断し、今回、小・中学校の統廃合を実施し小中一貫校を新設した愛知県瀬戸市の視察を実施した。

視 察 地 愛知県瀬戸市

視察期間 令和6年5月23日(木)～24日(金)

視察事項 小・中学校一貫教育の推進について

参 加 者 (委員長) 鴻井 伸二 (副委員長) 寺島 和成

(委 員) 中野 芳則、ぬのや 和代、みねざき 拓実、目黒 えり、
山崎 勝、山内 公美子

(随 行…和久井庶務係長)

1 瀬戸市について

瀬戸市は令和6年4月1日現在の人口が126,903人、面積が111.40㎢で豊かな自然に囲まれており、青梅市と同規模で環境が類似している。焼き物の原料となる良質な陶土やガラスの原料となる珪砂を豊富に含んだ地層があったため、陶都として1,000年以上の歴史を築き、瀬戸焼の名で全国的に知られている。

2 小中一貫教育の取組について

瀬戸市では、「瀬戸のすべての子どもたちが「瀬戸で学んでよかった」」、「瀬戸のすべての親たちが「我が子を瀬戸で育ててよかった」」、「瀬戸のすべての市民が「瀬戸で生きてよかった」」を教育の基本理念として、将来を担う子どもたちが幅広い知識や高い学力を身に付けて成長していくための学習環境の整備に取り組んでいる。

社会的課題を捉える力、いろいろな人と目的を同じにして協力する力、必要な情報を集める力、誰とでも話し合う力、分かりやすく伝える力、これらの5つの能力を合せたものを協働型課題解決能力と表現し、仲間と共に自ら学び、考え、生き抜く力を育成することを小中一貫教育の柱とし、知識、技能を習得し、実践的、体験的な活動を通して基礎基本の定着と、応用力、対応力を高めようとする教育プログラムを実践している。

また、瀬戸で学んだ子どもたちが郷土に誇りと愛着を持てるよう郷土愛の醸成を養い、キャリア教育（自分らしい生き方の実現を図ろうとする子ども達の育成）、国際教育（グローバル社会で活躍できる人材の育成）、地域教育（地域の未来を担う人材の育成）を推進している。

小中一貫教育を推進するため、中学校ブロックごとの活動を増やし、学校間の交流を図り、小学校から中学校への円滑な移行や、教員や授業の学校間の交流を深めている。また、令和2年4月に小中一貫校として、にじの丘学園が開校した。

3 小中一貫校の開校までの経緯

生徒数の減少、少子化という課題を抱え、各中学校区で一度もクラス替えができない、部活動が成立しないなど、子どもたちにとって切磋琢磨する機会が減少しているという状況が発生した。この状況を解消しようと平成26年5月に瀬戸市小中学校PTA連絡協議会から「適正規模適正配置の推進を求める要望書」の提出があった。

平成28年度から開始の第2次瀬戸市教育アクションプランの策定に当たり、子どもたちが自ら考え、学び、生き抜く力を育成するため、多様な考え方に触れ、一定の集団の中で切磋琢磨するため、そして魅力ある学校づくりと適正規模、適正配置の推進、9年間一貫した教育を実施するため、2つの中学校区、小学校5校、中学校2校をモデル地区として小中一貫校の創設を目指し議論が始まった。

小中一貫校の創設に当たりニーズや課題を解決するため、有識者、地元自治会、PTA、関係校校長、教育委員会などでワークショップを開催した。未来志向型のアイデアを取り入れるため大学生も参加した。各地区で地区協議会を立ち上げ地域

での課題を話し合った。その中で一番の課題となったのが通学路であり、小中一貫校新設に関するアンケート結果では現時点での心配事の項目の問いに約7割が通学路と回答した。それを受け、第一段階として地区ごとに行われたのが通学路交通安全プログラムであり、国、県、学校およびPTAなどの関係者が、小中一貫校までの想定される通学路を実際に歩き、危険箇所や交通量を点検した。その中で危険箇所とされた部分は横断歩道、防犯灯、防護柵等の設置を行い解消を図った。

令和元年6月にコミュニティスクール設置委員会が設置され、地域とともにある学校づくりに向けて委員会を開催した。通学時の子どもたちの見守りについても意見交換を行った。また、にじの丘学園の建設工事が始まり、様々な準備が進められる中で、子どもたちが新しい環境に早く慣れ、親しめるよう合同遠足や部活動の交流練習などを実施し、徐々に交流を深めていった。こうした地道な話し合いや取組により地域、学校、子どもたち、保護者の思いは不安から理解へ、理解から協力に変わっていった。

また、新しい瀬戸市の教育のスタートのためにカリキュラム編成委員会、統合前の7小中学校の校長会を行い、9年間を見通した教育活動、教育内容について議論を重ねた。



瀬戸市役所にて



担当職員からの説明を受け、質疑をする委員

4 小中一貫校（にじの丘学園）の概要

(1) 建築概要

名 称	にじの丘学園（瀬戸市立にじの丘小学校・にじの丘中学校）		
構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階、地下1階		
敷地面積	82,344.69 m ²	延べ床面積	15,701.46 m ²
建 設 費	56億3,000万円（解体・造成費を除く。）		

(2) 特色

にじの丘学園は、統合される中学校1校の跡地と公園であった場所に建てられ、緑に囲まれた広大な敷地があり、地域と共に歩む学び舎として、児童・生徒が虹のように明るく楽しく学んでほしいとの願いから名付けられた。子どもたち同士での交流、教職員の連携、協働に重点を置き、多様な教育活動に取り組み、9年間切れ間なく子どもたちの成長を見守っていくことができる。

玄関は、木目を基調とした温かみのある作りで、中に入ると外の光が優しく差し込み、にじの丘ライブラリーが広がっており、子どもたちが自由に出入りすることができ、学年に関係なく自然と交流が可能なスペースとなっている。廊下は明るくスペースが広く、Wi-Fiが完備されており、ワークスペースが設置され、調べものができるようになっている。教室は様々な児童に対応するためスライドドアが設置され、より開放的な空間となっており、机にイス、床や壁、ロッカーに至るまで愛知県産の木材を使用し、木のぬくもりと香りが感じられる。黒板は電子黒板となっており、併設されたパソコン等の映像を映し出せるようになっている。体育館は小学校と中学校でそれぞれ1つずつあり、武道場もあり多目的に使用できるスペースとなっている。また、メディアルームもあり、小学生からパソコンやタブレットに触れられるようにしている。

さらに、校舎内は瀬戸の登り窯をイメージした丸みを帯びた内壁や焼き物を使用した時計など瀬戸ならではのしつらえとなっており、中庭には子どもたちが郷土の文化に触れることのできるよう窯が設置され、郷土愛を育んでいる。



大階段



にじの丘ライブラリー



中庭（交流の庭）



瀬戸焼を
使用した時計



体育館、運動場

5 視察を終えて

今回施設一体型の小・中学校一貫教育のモデルケースとして設置されたにじの丘学園の取組を中心に教育委員会の担当者から説明を受け、学校施設を視察した。

にじの丘学園は、緑に囲まれ、木のぬくもりの感じられる校舎であり、1年生から9年生までの様々な子どもが活動しやすく、自然に交流できるように工夫がなされており、すばらしい施設であった。統合し廃校となる中学校と隣接する公園の敷地をうまく活用し整備を行っている。また、瀬戸焼のまちとしての誇りと伝統を大切にし、校舎内にも陶芸窯を設置し、教育活動に取り入れ、郷土愛の醸成にも力を入れている。施設一体型の小中一貫校としては日本でトップクラスではないかと思われる。

地域からの要望を受けて小中一貫校の検討が始まり、地域や学校と行政をはじめ関係者が何度も議論を行い、地域や子どもたちの不安を一つ一つ解消し開校に至ったものである。地域の理解と協力が得られなければ小中一貫教育の推進は成り立たないということを改めて強く感じた。

また、瀬戸市は青梅市と人口や面積が同規模であり、人口減少による小中学校の適正規模の配置という共通の課題を抱えているが、市の成り立ちや地域との関係性など抱える事情は異なっており、青梅市で小・中学校を統廃合し、小中一貫校を新設しようとした場合、多くの課題があることを改めて確認することができた。

今回の施設一体型の小・中学校一貫教育についての視察結果を参考にするとともに、今後は学校施設を統合しない施設分離型の小・中学校一貫教育を含めた他の先進市の取組等についても調査研究を行いたい。また、青梅市立学校施設のあり方審議会における検討状況を注視しながら、青梅市において最も適した小・中学校一貫教育の形について、当委員会において引続き議論を重ねていきたい。

(福祉文教委員長 鴻井 伸二)



にじの丘学園にて

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

5月10日（金） 事務局長連絡会議

＊ 案件

- 1 各市提出議案について
- 2 東京都市議会議長会理事会および5月定例総会の運営について
- 3 令和6年度東京都市議会議長会研修計画について

＊ 連絡事項

- 1 令和6年度東京都市議会議長会事業計画
- 2 令和6年度東京都市議会議長会関係役員
- 3 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- 4 日中友好交流事業について
- 5 その他

5月29日（水） 理事会・定例総会

＊ 報告事項

会務報告 以下7件

＊ 協議事項（原案どおり承認）

- 1 各市提出議案について
- 2 その他

＊ その他

- 1 令和6年度東京都市議会議長会研修計画について
- 2 令和6年度東京都市議会議長会事業計画について
- 3 令和6年度東京都市議会議長会関係役員について
- 4 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- 5 令和6年度日中友好交流事業について
- 6 その他

7月4日（木） 中堅幹部職員研修会

＊ 演題 「議会事務局職員が知っておきたい危機管理術」

＊ 講師 野村 憲一 氏（千葉県市川市職員・議会事務局実務研究会会員）

7月18日（木） 事務局長研修会・連絡会議

○ 事務局長研修会

* 講演 「多様性のある地方議会を目指して」

* 講師 駒澤大学名誉教授 大山 礼子 氏

○ 連絡会議

* 案件

1 各市提出議案について

2 都県提出議案について

3 東京都市議会議長会理事会及び8月定例総会の運営について

* 連絡事項

1 令和6年度東京都市議会議長会関係役員について

2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

* その他

7月26日（金） 議会運営研究会

* 事例研究

1 課題研究

2 情報交換

全国市議会議長会

5月22日（水） 定期総会

* 表彰式

* 会議

1 報告（了承）

一般事務及び会計並びにその他の報告、地方行政委員会以下8委員会

(1) 令和4年度全国市議会議長会一般会計決算

歳入	予算額	6億4610万2000円	決算額	6億850万1524円
----	-----	--------------	-----	-------------

歳出	予算額	6億4610万2000円	決算額	5億2166万9966円
----	-----	--------------	-----	--------------

差引残額 8683万1558円（翌年度へ繰り越し）

(2) 令和4年度全国市議会議長会表彰基金会計決算

歳入	予算額	1800万1000円	決算額	1802万2895円
----	-----	------------	-----	------------

歳出	予算額	1800万1000円	決算額	1328万9837円
----	-----	------------	-----	------------

差引残額 473万3058円（翌年度へ繰り越し）

(3) 令和4年度全国市議会議長会職員退職基金会計決算

歳入	予算額	3510万2000円	決算額	3502万3841円
歳出	予算額	3510万2000円	決算額	31万3372円
差引残額	3471万469円（翌年度へ繰り越し）			

- (4) 令和6年度全国市議会議長会一般会計予算
歳入、歳出ともに 5億5240万9000円
- (5) 令和6年度全国市議会議長会表彰基金会計予算
歳入、歳出ともに 1830万1000円
- (6) 令和6年度全国市議会議長会職員退職基金会計予算
歳入、歳出ともに 3510万2000円

2 議案審議（原案どおり決定）

〔部会提出議案〕

- (1) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に係る要望について〔北信越部会〕
- (2) 東日本大震災からの復旧・復興について〔東北部会〕
- (3) 原子力発電所事故災害への対応について〔東北部会〕
- (4) 災害対応力強化及び災害等からの復旧・復興のための支援について〔九州部会〕
- (5) 緊急防災・減災事業債の期限延長について〔中国部会〕
- (6) 民間住宅の耐震対策支援事業への財政支援等の拡充について〔四国部会〕
- (7) 北方領土問題の早期解決等について〔北海道部会〕
- (8) 日米地位協定の抜本的な改定及び在日米軍専用施設が常駐する沖縄の基地負担軽減について〔九州部会〕
- (9) 自治体情報システムの標準化・共通化における自治体に対する負担軽減について〔東海部会〕
- (10) 物価高騰等に対する地方自治体への財源措置について〔近畿部会〕
- (11) 福祉・保健・医療施策の充実強化について〔東海部会〕
- (12) 带状疱疹ワクチンへの公費助成制度の創設並びに定期接種化について〔北信越部会〕
- (13) 認知症との共生社会の実現を目指した支援措置について〔関東部会〕
- (14) 学校給食費の完全無償化について〔関東部会〕
- (15) 不登校児童生徒に対する支援強化について〔四国部会〕
- (16) 学校施設の整備に係る必要な財源の確保について〔中国部会〕
- (17) 小中学校体育館への空調機設置に関する補助制度の拡充について〔東海部会〕
- (18) 共同作業場施設の老朽化に伴う大規模改修に対する財源措置について〔近畿部会〕
- (19) 原油価格・物価高騰への対策について〔関東部会〕

- (20) 水道事業における財政措置の拡充について〔四国部会〕
- (21) 地域公共交通維持のための支援の拡充について〔中国部会〕
- (22) 地方における公共交通ネットワークの再構築について〔近畿部会〕
- (23) 北海道の道路整備について〔北海道部会〕
- (24) 道路交通網の整備促進について〔東北部会〕
- (25) 九州における高速交通網等の整備促進について〔九州部会〕
- (26) 北海道新幹線の建設促進について〔北海道部会〕
- (27) 北陸新幹線の早期完成等について〔北信越部会〕

〔会長提出議案〕

- (1) 多様な人財の市議会への参画促進に関する決議（案）
 - (2) 地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進に関する決議（案）
 - (3) 下請けいじめの根絶を求める決議（案）
 - (4) 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議（案）
 - (5) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に関する決議（案）
 - (6) 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議（案）
 - (7) 全国市議会議長会会則の一部改正（案）
- 3 役員改選（原案どおり決定）

西多摩地区議長会

5月24日（金） 勉強会・会計監査・定例会議

○勉強会

- * 演題 「西多摩における医療提供体制について」
- * 講師 西多摩医師会 副会長 新藤 晃 氏

○会計監査

島崎議長が監事として、令和5年度会計について監査を行った。

○定例会議

- * 報告（了承）

会務報告

- * 議題

- 1 令和5年度西多摩地区議長会事業報告について（了承）
- 2 令和5年度西多摩地区議長会歳入歳出決算及び監査報告について（原案どおり認定）

歳 入 予算額 74万5800円 決算額 74万5716円

歳 出 予算額 74万5800円 決算額 7万2918円

差引残額 67万2798円（翌年度へ繰り越し）

3 令和6年度西多摩地区議長会事業計画(案)について（原案どおり決定）

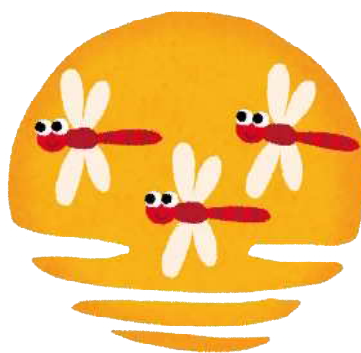
4 令和6年度西多摩地区議長会歳入歳出予算(案)について（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに 83万2800円

5 令和6年度西多摩地区議長会役員（案）について（原案どおり決定）

会 長 羽村市議会議長

副会長 日の出町議会議長

監 事 福生市議会議長、奥多摩町議会議長



各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

5月27日（月） 定期総会

＊ 報告事項

会務報告について

＊ 協議事項

- 1 関東地区競艇主催地議会協議会令和6年度役員（案）について（原案どおり決定）

会 長 青梅市議会議員

副会長 東京都四市競艇事業組合議会議員、東京都六市競艇事業組合議会議員

監 事 府中市議会議員、みどり市議会議員

理 事 東京都三市収益事業組合議会議員、戸田ボートレース企業団議会議員、
埼玉県都市ボートレース企業団議会議員

- 2 令和6年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出予算（案）について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 284万9000円

＊ その他

全国競艇主催地議会協議会行事予定について

7月11日（木） 会長市議会引継式

7月31日（水） 正副会長議会事務局長会議・事務局長会議

＊ 協議事項（承認）

- 1 令和5年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について
- 2 関東地区競艇主催地議会協議会申し合わせ事項の一部改正（案）について
- 3 令和6年度の運営および行事予定について
- 4 令和6年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算について
- 5 その他

全国競艇主催地議会協議会

5月30日（木）～31日（金） 事務局長会議

* 協議事項（承認）

- 1 第161回役員会・第143回定期総会の運営について
- 2 令和5年度事務事業について
- 3 ボートレース事業の現況について
- 4 2024年度事業計画について
- 5 令和6年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出予算について
- 6 令和6年度役員の選任について
- 7 その他

* 視察

ボートレース浜名湖

6月27日（木）～28日（金） 定期総会

* 会員異動報告

* 議事

- 1 令和5年度事務事業について（承認）
- 2 ボートレース事業の現況について（承認）
- 3 2024年度事業計画について（原案どおり決定）
- 4 令和6年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出予算について（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに 2527万7000円

* 令和6年度役員の選任について（原案どおり決定）

会 長 下関市議会議長

副会長 青梅市議会議長 以下4 議会議長

監 事 府中市議会議長 以下5 議会議長

* 視察

ボートレース三国

全国自治体病院経営都市議会協議会

5月14日（火） 定期総会

* 事務報告

* 協議

- 1 令和5年度決算について（原案どおり認定）

歳 入	予算額	747万8140円	決算額	747万8069円
歳 出	予算額	747万8140円	決算額	530万3931円
差引残高	217万4138円			
- 2 令和6年度事業計画（案）について（原案どおり決定）
- 3 令和6年度予算（案）について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 701万6238円
- * 役員の改選（原案どおり決定）

会 長 金沢市議会議員

副会長 室蘭市議会議員 以下9 議会議員

監 事 都留市議会議員 以下2 議会議員
- * 決議（原案どおり決定）

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

5月28日（火） 総会

* 報告事項

- 1 会務報告
- 2 委員会報告
 - (1) 第1委員会（上水）活動経過及び運動方針 羽村市
 - (2) 第2委員会（下水）活動経過及び運動方針 多摩市
 - (3) 第3委員会（道路）活動経過及び運動方針 立川市

* 協議事項

- 1 令和5年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について（原案どおり認定）

歳 入	予算額	189万5000円	決算額	189万4817円
歳 出	予算額	189万5000円	決算額	130万 704円
差引残額	59万4113円			
- 2 令和5年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 170万4000円
- 3 役員の選任について（原案どおり決定）

会 長 国分寺市議会議員

副 会 長 三鷹市議会議員、国立市議会議員、日の出町議会議員

監 事 東村山市議会議長、檜原村議会議長

理 事 各市町村議会議長 24人

常任理事

第1委員会 委員長 あきる野市議会議員

副委員長 東村山市議会議員、西東京市議会議員、日の出町議会議員

第2委員会 委員長 東村山市議会議員

副委員長 奥多摩町議会議員、国分寺市議会議員、町田市議会議員

第3委員会 委員長 三鷹市議会議員

副委員長 日の出町議会議員、青梅市議会議員、清瀬市議会議員

4 総会決議（案）について（原案どおり決定）

7月19日（金） 第3委員会 正副委員長会議

* 協議事項（承認）

- 1 令和6年度第3委員会活動計画（案）について
- 2 国・東京都に対する陳情書（案）について
- 3 委員会（第1回）の運営について
- 4 その他

7月26日（金） 第3委員会

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 令和6年度第3委員会活動計画（案）について
- 2 国・東京都に対する陳情書（案）について
- 3 その他

7月31日（水） 第2委員会

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 令和6年度第2委員会活動計画（案）について
- 2 国・東京都に対する陳情書（案）について

青梅・日の出間都道整備促進協議会

7月16日（火） 理事会・定期総会

* 協議事項

- 1 令和5年度事業報告（承認）
- 2 令和5年度歳入歳出決算について（原案どおり認定）

歳入	予算額	54万7482円	決算額	54万7476円
歳出	予算額	54万7482円	決算額	1万2986円
差引残高		53万4490円		
- 3 令和6年度事業計画（案）（原案どおり決定）
- 4 令和6年度歳入歳出予算（案）（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに 54万4500円
- 5 決議（案）について（原案どおり決定）

三鷹・立川間立体化複々線促進協議会 多摩地域都市モノレール等建設促進協議会

7月23日（火） 合同総会

○ 三鷹・立川間立体化複々線促進協議会総会

* 議事

- 1 令和5年度事業報告（承認）
- 2 令和5年度歳入歳出決算（原案どおり認定）

歳入	予算額	697万8717円	決算額	697万7767円
歳出	予算額	697万8717円	決算額	89万5729円
差引残高		608万2038円		
- 3 令和6年度事業計画（案）（原案どおり決定）
- 4 令和6年度歳入歳出予算（案）（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに 681万1038円

* 総会決議（原案どおり決定）

○ 多摩地域都市モノレール等建設促進協議会総会

* 議事

- 1 令和5年度事業報告（承認）
- 2 令和5年度歳入歳出決算（原案どおり認定）

歳入	予算額	473万4786円	決算額	473万3819円
歳出	予算額	473万4786円	決算額	89万5836円
差引残高		383万7983円		

- 3 令和6年度事業計画（案）（原案どおり決定）
 - 4 令和6年度歳入歳出予算（案）（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに 467万8963円
 - 5 役員改選（原案どおり決定）
- * 総会決議（原案どおり決定）

西多摩地域広域行政圏協議会

7月26日（金） 第1回審議会

* 報告事項

- 1 令和5年度西多摩地域広域行政圏協議会主要活動の状況および歳入歳出決算について
- 2 令和6年度西多摩地域広域行政圏協議会補正予算について
- 3 令和6年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について



青梅市議会新着図書目録

分類 番号	書 名	著 編 者	発 行 所	発行年	版型
288	皇室 OurImperialFamily (第 102 号)令和 6 年春号	日本文化興隆財団	扶桑社	令 6	A4 変形
318	東京都市町村概要 令和 5 年度	東京都総務局 行政部市町村課	東京都総務局 行政部市町村課	令 6	A4
318	多摩・島しょ地域データブック	—	東京市町村 自治調査会	令 6	A4
349	令和5年度固定資産概要調書	市民部資産税課	青梅市	令 4	A4
369	2024 子育て支援ガイド	—	青梅市子ども家庭部 子ども家庭支援課	令6	A6



要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜令和6年5月～令和6年8月1日現在＞

件 名	区分	所 管
青梅市BPR研修業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	DX推進課
青梅市ローコードツール導入等支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	DX推進課
青梅市電話応答自動化システム使用プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	DX推進課
青梅市電力の調達にかかる環境配慮方針	改正	総務契約課
青梅市職員の勤勉手当の成績率の運用に関する要綱	改正	職員課
青梅交通安全協会事業補助金交付要綱	改正	交通政策課
青梅市国民健康保険データヘルス計画および青梅市特定健康診査等実施計画策定検討委員会設置要綱	廃止	保険年金課
青梅市省エネルギー住宅改修補助金交付要綱	改正	環境政策課
青梅市緑の基本計画策定支援業務委託にかかる指名型プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	公園緑地課
青梅市包括的支援体制整備等庁内検討委員会設置要綱	改正	地域福祉課
青梅市福祉サービス利用者総合支援事業補助金交付要綱	改正	地域福祉課
令和6年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱	制定	生活福祉課
青梅市第1号通所事業についての指定事業者の指定にかかる人員、設備および運営に関する基準を定める要綱	改正	高齢者支援課
青梅市第1号訪問事業についての指定事業者の指定にかかる人員、設備および運営に関する基準を定める要綱	改正	高齢者支援課
青梅市在宅人工呼吸器使用者災害時自家発電装置購入助成金交付要綱	制定	障がい者福祉課
青梅市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱	改正	障がい者福祉課
令和6年度青梅市住民税非課税世帯等生活支援給付金支給要綱	制定	新型コロナウイルス感染症対策給付金担当
令和6年度青梅市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱	制定	新型コロナウイルス感染症対策給付金担当
青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会設置要綱	制定	子育て応援課
青梅市子ども食堂推進事業補助金交付要綱	改正	子育て応援課
青梅市多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金交付要綱	制定	こども育成課

件 名	区分	所 管
青梅市保健指導実施要綱	改正	こども家庭センター
青梅市中小企業従業員等互助会補助金交付要綱	改正	商工業振興課
青梅市創業支援等事業計画にもとづく特定創業支援等事業にかかる証明書の交付事務取扱要領	改正	商工業振興課
青梅市都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱	改正	農林水産課
青梅市農業経営改善計画等実施事業補助金交付要綱	改正	農林水産課
おためしおうめ生活補助金交付要綱	制定	シティプロモーション課
令和6年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付要綱	改正	シティプロモーション課
青梅市納涼大会補助金交付要綱	改正	シティプロモーション課
青梅市都市計画マスタープラン策定支援業務委託にかかる指名型プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	都市計画課
青梅市議会議場会議システム改修業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	議会事務局
外国人英語指導助手派遣にかかるプロポーザル選定委員会設置要綱	制定	指導室
青梅市立第二小学校給食調理業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	学校給食センター
青梅市体育施設における使用料減免に関する基準	改正	スポーツ推進課

制定された要綱・要領

青梅市B P R研修業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市におけるB P R（業務改革をいう。以下同じ。）を推進するための研修業務を委託するに当たり、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市B P R研修業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次の各号に掲げる委員長、副委員長および委員により組織し、当該各号に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 DX推進課長
- (2) 副委員長 次号アおよびイに掲げる委員が互選する者
- (3) 委員 次のアおよびイに掲げる者（前号の副委員長に互選された者を除く。）
ア 職員課の職員で当該所属長が指名するもの 1人
イ B P Rにかかる研修の参加予定者であって、委員会への参加を希望するもの 5人

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、D X推進課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和6年7月1日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市ローコードツール導入等支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

ノーコード・ローコードツール（コンピュータに命令を与える文字列を記述することなく、またはその記述量を抑えてシステムを開発するツールをいう。以下同じ。）およびその機能拡張追加プログラムであるプラグインを活用し、業務の効率化を推進するための支援業務を委託するに当たり、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市ローコードツール導入等支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領および仕様書の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次の各号に掲げる委員長、副委員長および委員により組織し、当該各号に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 D X推進課長
- (2) 副委員長 次号アおよびイに掲げる委員が互選する者
- (3) 委員 次のアおよびイに掲げる者（前号の副委員長に互選された者を除く。）
 - ア 職員課の職員で当該所属長が指名するもの 1人
 - イ 令和5年度にノーコード・ローコードツールを導入した課の職員で当該所属長が指名するもの 2人

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、DX推進課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和6年7月5日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

令和6年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱

1 目的

この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）にもとづく保護を受けている世帯（以下「被保護世帯」という。）またはその世帯に属する学童もしくは生徒に対する各種給付金を、青梅市が予算の範囲内において支給することにより、本人および世帯の自立助長を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学童 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「教育法」という。）第1条に規定する学校および教育法第134条に規定する各種学校のうち、別表第1に掲げる学校に在学中の者をいう。
- (2) 生徒 教育法第1条に規定する学校および教育法第134条に規定する各種学校のうち、別表第2に掲げる学校に在学中の者をいう。
- (3) 春・夏・冬季健全育成費 被保護世帯の学童・生徒が春季、夏季および冬季休業中に実施される野外活動等に参加するときに要する経費をいう。
- (4) 学童服 学童・生徒の通学用被服をいう。
- (5) 運動衣 学童・生徒の体育授業に用いるトレーニングシャツ、パンツ等をいう。

(6) 自立援助金 被保護世帯の生徒または就職に伴い被保護世帯から転出した生徒が、別表第2に掲げる学校を卒業と同時に継続的な就労に従事するときに支給されるものをいう。

(7) 修学旅行支度金 学童または生徒に対し修学旅行に参加する際に必要な参加支度費をいう。

3 事業の種類、支給要件等

事業の種類は次の各号に掲げるものとし、その内容および支給要件は別表第3に掲げるものとする。

(1) 春・夏・冬季健全育成費の支給

(2) 学童服および運動衣の支給

(3) 自立援助金の支給

(4) 修学旅行支度金の支給

4 支給金額、支給時期および支給方法

支給金額、支給時期および支給方法は、別表第3に掲げるものとする。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市長が別に定める。

6 実施期日等

この要綱は、令和6年6月1日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。

青梅市在宅人工呼吸器使用者災害時自家発電装置購入助成金交付要綱

1 目的

この要綱は、在宅人工呼吸器使用者に対し、自家発電装置等の購入に要した費用の全部または一部を助成するため、青梅市在宅人工呼吸器使用者災害時自家発電装置購入助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定め、もって、在宅人工呼吸器使用者が災害による停電時等において、安心して人工呼吸器を使用することができるようにすることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 在宅人工呼吸器使用者 在宅で人工呼吸器を使用する者をいう。

(2) 自家発電装置等 災害発生等による停電時において、人工呼吸器の継続的な使用に必要な自家発電装置等の機器類をいう。

3 助成対象者

助成金の対象となる者は、青梅市の区域内に在住する者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 常時、在宅で人工呼吸器を使用している者
- (2) 在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画（東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（平成24年3月作成）にもとづき作成した計画をいう。）が策定されており、自家発電装置等の準備をする必要があることを確認できる者
- (3) 他の公的制度による自家発電装置等にかかる給付または助成を受けることができない者
- (4) この要綱による助成を受けていない者。ただし、自家発電装置等の使用者の責めに帰すことができない事情（第三者行為によるものを除く。）による毀損または別表に定める耐用年数の経過により再度自家発電装置等を購入する場合を除く。

4 助成対象経費および助成金の交付額

助成金の対象となる経費は、別表に定める自家発電装置等の購入に要する実支出額（以下「購入額」という。）とし、助成金の交付額は、別表に定める1台当たりの基準額と購入額を比較して少ない方の額とする。

5 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市在宅人工呼吸器使用者災害時自家発電装置等購入助成金交付申請書（様式第1号）を、購入予定の自家発電装置等の見積書と併せて青梅市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

6 助成金の交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、速やかに助成金の交付の可否について決定し、青梅市在宅人工呼吸器使用者災害時自家発電装置等購入助成金交付決定通知書（様式第2号）または青梅市在宅人工呼吸器使用者災害時自家発電装置等購入助成金交付却下通知書（様式第3号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

7 助成金の請求

前項の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第4項に規定する助成金額を市長に請求するものとし、青梅市在宅人工呼吸器使用者災害時自家発電装置等購入助成金請求書（様式第4号）に自家発電装置等の領収書を添付し、提出するものとする。

8 助成金の交付

市長は、前項の規定による請求を受けたときは、内容を審査の上、適当と認めた場合は、請求を受けた日から30日以内に助成金を交付するものとする。

9 代理請求および代理受領

- (1) 前2項の規定にかかわらず、交付決定者は、自家発電装置等を販売する業者（以下「販売業者」という。）に助成金の代理請求および代理受領を委任することができる。
- (2) 前号の規定により、販売業者に助成金の請求および受領を委任するときは、交付決定者は、青梅市在宅人工呼吸器使用者災害時自家発電装置等購入助成金請求および代理受領委任状（様式第5号。以下「委任状」という。）を当該販売業者に提出するものとする。
- (3) 販売業者は、前号の委任状の提出があったときは、第4項に規定する助成金額を購入額から控除した額を交付決定者から徴収し、当該助成金額を市長に請求するものとする。
- (4) 販売業者は、前号の規定により市長に対して助成金額の請求を行うときは、請求書に交付決定者から提出された委任状を添付するものとする。

10 完了報告

助成金の交付を受けた者は、速やかに、青梅市在宅人工呼吸器使用者災害時自家発電装置等購入完了報告書（様式第6号）に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

11 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

12 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年5月20日から実施し、令和9年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された助成金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例による。

令和6年度青梅市住民税非課税世帯等生活支援給付金支給要綱

1 目的

この要綱は、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）における物価高への

支援として、新たに住民税非課税世帯等になった者に対し、令和6年度青梅市住民税非課税世帯等生活支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給対象者

(1) 給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、令和6年6月3日（以下「基準日」という。）において、次のアまたはイのいずれかに該当する者であって、かつ、ウに該当するものとする。

ア 青梅市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下同じ。）であって、令和6年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯）の世帯主

イ 市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和6年度分の市町村民税均等割のみが課されている世帯（同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和6年度分の市町村民税所得割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税所得割を免除された者である世帯）の世帯主

ウ 令和5年度分の市町村民税所得割が課税である世帯の世帯主

(3) 前号の規定にかかわらず、次のアまたはイのいずれかに該当する場合は、支給要件を満たさないものとする。

ア 令和5年度青梅市電力、ガス、食料品等価格高騰支援給付金支給事業実施要綱（令和5年6月15日実施）にもとづく給付金その他の令和5年度の住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯に対する給付の支給対象となった世帯と同一の世帯および当該世帯の世帯主であった者を含む世帯

イ 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等（地方税法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者、同項第9号に規定する扶養親族、同法第32条第3項に規定する青色事業専従者または同条第4項に規定する事業専従者をいう。）のみで構成される世帯および租税条約による免除の適用の届出に

よって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯

3 支給額

- (1) 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の支給額は、1世帯当たり10万円とする。
- (2) 前号に規定する給付金の支給額には、当該世帯における18歳以下（18歳に達する日以降最初の3月31日までの者）の世帯員1人当たり5万円の加算を行う。この場合において、基準日以降に出生した者が世帯員となったとき（住民票の異動により同世帯となった場合を除く。）は、第9項第2号に規定する提出期限までに、この要綱における必要な手続を行うことができた者についても対象とする。

4 受給権者

- (1) 給付金の受給権者（以下「受給権者」という。）は、第2項の規定により支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）および老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

5 給付金の支給区分

給付金の支給区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) プッシュ型支給 支給対象者のうち、公金受取口座を登録しているもの（以下「プッシュ型支給対象者」という。）に対し、青梅市長（以下「市長」という。）が給付金の支給の申込みを行い、これに対し受給拒否の申出がないことをもって市長が給付金の支給決定をすることをいう。
- (2) 申請による支給 支給対象者のうち、前号に規定する支給の対象とならない場合において、市長が給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）から申請等を受けることにより、給付金の支給決定をすることをいう。

6 プッシュ型支給の申込み等

- (1) 市長は、プッシュ型支給対象者に対し、令和6年度青梅市住民税非課税世帯等

生活支援給付金のお知らせ（様式第1号）を送付し、給付金の支給の申込みを行うものとする。

(2) 支給の申込みを受けたプッシュ型支給対象者は、令和6年度青梅市住民税非課税世帯等生活支援給付金受給拒否の届出書（様式第2号）により受給の拒否または令和6年度青梅市住民税非課税世帯等生活支援給付金支給口座登録等の届出書（様式第3号）により登録口座の変更を申し出ることができる。

(3) 市長は、プッシュ型支給対象者が別に定める期間内に前号に規定する受給の拒否を申し出ないときは、市からの支給に同意したものとみなし、速やかに給付金を支給するものとする。

7 申請者の支給にかかる手続および方式

(1) 市長は、申請者に対し、令和6年度青梅市住民税非課税世帯等生活支援給付金支給要件確認書（様式第4号。以下「確認書」という。）を送付するものとする。

(2) 申請者は、確認書に本人確認書類および振込先口座確認書類を添付し、市長に提出するものとする。

(3) 申請者のうち、前2号の規定による手続を行うことができないものは、令和6年度青梅市住民税非課税世帯等生活支援給付金申請書（請求書）（様式第5号。以下「申請書」という。）に本人確認書類および振込先口座確認書類を添付し、申請するものとする。

(4) 市長は、確認書または申請書を受理したときは、内容を審査の上、支給の可否を決定するものとする。

(5) 申請による支給は、次に掲げる方式により行うものとする。ただし、ウに掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他アまたはイに掲げる方式による支給が困難なときに限るものとする。

ア 郵送申請方式 申請者が確認書または申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

イ 窓口申請方式 申請者が確認書または申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

ウ 現金受領方式 申請者が確認書または申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

8 代理による申請

(1) 次のアからウまでに掲げる者は、申請者に代わり、代理人として第6項の規定による届出書の提出または第7項の規定による支給の手続を行うことができる。

ア 基準日時点における受給権者の属する世帯の世帯構成員

イ 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人）

ウ 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

(2) 代理人が支給の手続をするときは、当該代理人は、確認書に加え、委任状を提出するものとする。

(3) 前号の規定による支給の手続をするときは、市長は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

(4) 代理人が第1号アに規定する者にあつては、住民基本台帳により、同号イおよびウに規定する者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

9 申請受付開始日等

(1) 給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

(2) 確認書および申請書の提出期限は、令和6年9月30日とする。

10 支給事業に関する周知

市長は、支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の支給事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

11 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長が前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9項第2号の提出期限までに第6項の規定による申込みまたは第7項の規定による申請等が行われなかった場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(2) 市長が第6項第3号、第7項第4号の規定により支給を行うこととした後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

12 不当利得の返還

市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

13 受給権の譲渡または担保の禁止

給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

14 その他

この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年6月26日から実施し、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき給付を受けた給付金に関して、この要綱の失効後に必要となる返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別記（第4項関係）

1 配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

- (1) 次に掲げる事例であって、かつ、次号に規定する申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の給付金については、市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）または女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）およびその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していないもの

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

- (2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項または第10条の2にもとづく命令が出されていること。

イ 女性相談センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所または女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者か

らの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を
含む。)が発行されていること。ただし、女性相談支援センター以外の配偶者
暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所および市町村におけ
る配偶者暴力相談支援担当部署)、行政機関および関係機関と連携してDV被
害者支援を行っている民間支援団体(女性支援事業委託団体、地域DV協議会
参加団体、補助金等交付団体)が発行した確認書も、上記証明書と同様のもの
として取扱うものとする。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要
領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)にもとづく支援措
置の対象となっていること。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の
一体性がないと認められること(女性自立支援施設等に申出者が児童とともに
入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令さ
れている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の
世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。))。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の各号のいずれかに該当する児童(児童(基準日時点で満1
8歳に満たない者をいう。以下同じ。))および児童以外の者(基準日時点で原則と
して満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事
情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))およ
び第6号に規定する母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。))については、
市における申請・受給権者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定す
る小規模住居型児童養育事業を行う者または同法第6条の4に規定する里親に委
託されている児童(保護者(同法第6条に規定する保護者をいう。次号において
同じ。))の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により
家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内
の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。)
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42
条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、も
しくは同法第27条第2項の規定により同法第7条第2項に規定する指定発達支
援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、または同法第
27条第1項第3号もしくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られ

て同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設もしくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設または児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所または指定発達支援医療機関への入院をしている者および保護者の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）

- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項もしくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）またはのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設もしくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、または困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条に規定する女性自立支援施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者および一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定および社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除

く。)

3 入所措置等が採られている障害者・高齢者の取扱い

次の各号のいずれかに該当する措置入所等障害者および措置入所等高齢者（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であって、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当部署から給付金担当部署に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

(1) 措置入所等障害者とは、身体障害者福祉法第18条第1項もしくは第2項または知的障害者福祉法第15条の4もしくは第16条第1項第2号の規定による措置が採られている者（措置が採られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人および代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 措置入所等高齢者とは、老人福祉法第10条の4第1項および第11条第1項の規定による入所等の措置等が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないホームレスまたは事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であって、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないものについて、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己またはその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。

令和6年度青梅市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱

1 目的

この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）の趣旨を踏まえ、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者を迅速に支援するため、定額減税と一体的な措置として実施する、令和6年度青梅市定額減税補足給

付金（調整給付）（以下「調整給付金」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給対象者

- (1) 調整給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次のアまたはイのいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点で青梅市（以下「市」という。）に住所を有する者（市の住民基本台帳に記載されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割または市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。ただし、アにおいては、令和5年分所得税にかかる合計所得金額が1,805万円を超える者を除き、イにおいては、令和6年度分個人住民税所得割にかかる合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

ア 次の(ア)に掲げる金額が(イ)に掲げる金額を上回る、または上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）にもとづく居住者に限る。）

(ア) 3万円に、その者の控除対象配偶者または扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

(イ) その者の令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）

イ 次の(ア)に掲げる金額が(イ)に掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

(ア) 1万円に、その者の控除対象配偶者または扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

(イ) その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

- (2) 前号ア(イ)の規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等（以下「確定申告書等」という。）から把握できる令和5年分所得税額または令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

- (3) 第1号ア(イ)の規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）および同号イ(イ)の規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法および地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法にもとづく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額

控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

3 支給額

- (1) 前項の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次のアおよびイに掲げる額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

ア 次の(ア)に掲げる金額から(イ)に掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(ア) 前項第1号ア(ア)に掲げる額

(イ) 前項第1号ア(イ)に掲げる額

イ 次の(ア)に掲げる金額から(イ)に掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(ア) 前項第1号イ(ア)に掲げる額

(イ) 前項第1号イ(イ)に掲げる額

- (2) 前号ア(ア)および(イ)ならびにイ(ア)および(イ)に掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「基準日」という。）は、令和6年6月3日とする。

- (3) 基準日以降に生じた第1号ア(ア)および(イ)ならびにイ(ア)および(イ)に掲げる額の修正等については、同号に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。ただし、当該修正等により前項に規定する支給対象者でなくなった場合は、この限りでない。

4 受給権者

調整給付金の受給権者（以下「受給権者」という。）は、第2項に規定する支給対象者とする。

5 調整給付金の支給区分

調整給付金の支給区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) プッシュ型支給 支給対象者のうち、次のアおよびイに該当するもの（以下「プッシュ型支給対象者」という。）に対し、青梅市長（以下「市長」という。）が調整給付金の支給の申込みを行い、これに対し受給拒否の申出がないことをもって市長が調整給付金の支給決定をすることをいう。

ア 公金受取口座を登録している者

イ 令和5年度青梅市電力、ガス、食料品等価格高騰支援給付金事業実施要綱（令和5年6月15日実施）にもとづく給付金の支給を受けた者

- (2) 申請による支給 支給対象者のうち、前号に規定する支給の対象とならない場合において、調整給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）から申請を受けることにより、調整給付金の支給決定をすることをいう。

6 プッシュ型支給の申込み等

- (1) 市長は、プッシュ型支給対象者に対し、令和6年度青梅市定額減税補足給付金（調整給付）支給のお知らせ（様式第1号）を送付し、調整給付金の支給の申込みを行うものとする。
- (2) 支給の申込みを受けたプッシュ型支給対象者は、令和6年度青梅市定額減税補足給付金（調整給付）受給拒否の届出書（様式第2号）により受給の拒否または令和6年度青梅市定額減税補足給付金（調整給付）支給口座登録等の届出書（様式第3号）により登録口座の変更を申し出ることができる。
- (3) 市長は、プッシュ型支給対象者が別に定める期間内に前号に規定する受給の拒否を申し出ないときは、市からの支給に同意したものとみなし、速やかに調整給付金を支給するものとする。

7 申請者の支給にかかる手続および方式

- (1) 市長は、申請者に対し、令和6年度青梅市定額減税補足給付金（調整給付）支給要件確認書（様式第4号。以下「確認書」という。）を送付するものとする。
- (2) 申請者は、確認書に本人確認書類および振込先口座書類を添付し、市長に提出するものとする。
- (3) 申請者のうち、前2号の規定による手続を行うことができないものは、令和6年度青梅市定額減税補足給付金（調整給付）申請書（請求書）（様式第5号。以下「申請書」という。）に本人確認書類および振込先口座確認書類を添付し、申請するものとする。
- (4) 市長は、確認書または申請書を受理したときは、内容を審査の上、支給の可否を決定するものとする。
- (5) 申請による支給は、次に掲げる方式により行うものとする、ただし、ウに掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他アまたはイに掲げる方式による支給が困難な時に限るものとする。

ア 郵送申請方式 申請者が確認書または申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

イ 窓口申請方式 申請者が確認書または申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

ウ 現金受領方式 申請者が確認書または申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

8 代理による申請

(1) 次のアからウまでに掲げる者は、申請者に代わり、代理人として第6項の規定による届出書の提出または前項の規定による支給の手続を行うことができる。

ア 基準日時点における受給権者の属する世帯の世帯構成員

イ 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人）

ウ 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

(2) 代理人が支給の手続をするときは、当該代理人は、確認書に加え、委任状を提出するものとする。

(3) 前号の規定による支給の手続をするときは、市長は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

(4) 代理人が第1号アに規定する者にあつては、住民基本台帳により、同号イおよびウに規定する者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

9 申請受付開始日等

(1) 調整給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

(2) 確認書および申請書の提出期限は、令和6年9月30日とする。

10 支給事業に関する周知

市長は、支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の支給事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

11 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長が前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9項第2号の提出期限までに第6項の規定による申込みまたは第7項の規定による申請等が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものみなす。

(2) 市長が第6項第3号または第7項第4号の規定により支給を行うこととした後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができな

かったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

12 不当利得返還

市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金の返還を求めるものとする。

13 受給権の譲渡または担保の禁止

調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

14 その他

この要綱は実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年6月26日から実施し、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき給付を受けた調整給付金に関して、この要綱の失効後に必要となる返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会設置要綱

1 設置

青梅市におけるこども施策の総合的な推進を目的として、青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) こども・子育て支援に関する行政計画にもとづく施策の推進に関すること。
- (2) その他こども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

3 組織

- (1) 委員会は、委員15人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

ア 委員長 こども家庭部長

イ 副委員長 健康福祉部長

ウ 委員 企画政策課長、市民活動推進課長、公園緑地課長、地域福祉課長、障がい者福祉課長、子育て応援課長、こども育成課長、こども家庭センター所長、こども家庭部主幹、シティプロモーション課長、指導室長、社会教育課長およびスポーツ推進課長

- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の

者を臨時委員として委員会の会議に出席させることができる。

4 委員長の職務および代理

(1) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 部会

(1) 委員会は、第2項に掲げる事項について調査、検討等を行うため、委員会に部会を置く。

(2) 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

ア 部会長 子育て応援課長

イ 副部会長 部会長が指名する職員

ウ 部会員 委員会の各委員が推薦する職員

(3) 前号の規定にかかわらず、部会長は、必要があると認めるときは部会員以外の者を臨時部会員として部会の会議に出席させることができる。

(4) 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

7 報告

委員会は、必要に応じて委員会の検討および検証の経過および結果を青梅市長に報告する。

8 庶務

委員会および部会の庶務は、こども・子育て施策担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

(1) この要綱は、令和6年5月13日から実施する。

(2) 青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要綱（平成25年6月1日実施）は、廃止する。

青梅市多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱（令和5

年３月３０日付け４福保子保第４９４３号）にもとづき実施する事業に対して、その経費の一部を補助することにより、保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「保育所等」という。）を利用していない未就園児が、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等の健やかな成長を図ることを目的とする。

２ 定義

この要綱において「私立幼稚園」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園（国および地方公共団体以外の者が設置するものに限る。）であって、東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成１８年東京都条例第１７４号）第３条第１号に規定する幼稚園型認定こども園を含むものをいう。

３ 補助対象者

青梅市多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、青梅市（以下「市」という。）の区域内に所在する私立幼稚園とする。

４ 対象児童

次項に定める補助事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、保育所等に通っていない、または在籍していない零歳児から２歳児までの乳幼児とする。

５ 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号の定めるところによる。

（１）定期的な預かり 次のアからウまでに定めるもの

ア 対象児童に対して、私立幼稚園において一定程度継続的（月を単位として複数月）に預かりを実施する。

イ 対象児童について、集団における子どもの育ちに着目した支援計画を実施し、日々の保育の状況を記録する。

ウ 対象児童を養育する保護者に対して定期的な面談等を実施し、子育てに関する助言等を行う。

（２）要支援児童等の預かり 要支援家庭の児童等（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第５項に規定する要支援児童、同条第８項に規定する要保護児童その他保護者の不適切な育児について地域の関係機関が連携していく必要があると青梅市長（以下「市長」という。）が認めた者をいう。以下「要支援児童等」という。）に対して、一定程度継続的に預かりを行う場合は、関係機関との連携の下、情報共有や定期による相談支援を行う等、適切な支援を行う。

6 補助要件

補助対象者は、事業を実施し、運営に要する費用の一部について補助を受けようとする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 設備基準 東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付け27福保子保第507号）4（1）で規定する一般型一時預かり事業の規定に準じて実施すること。ただし、東京都幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業）運営費等補助金交付要綱（平成28年1月19日付け27生私振第1162号）第4の3に規定する幼稚園型Ⅱ一時預かり事業を実施する私立幼稚園は、幼稚園型Ⅱ一時預かり事業の規定に準じて実施すること。
- (2) 人員基準 対象児童の処遇を行う者の6割（当該者が2名の場合は1名）以上は、保育士または看護師（助産師および保健師を含む。）の資格を有する者であること。

7 事業の実施等

- (1) 補助対象者は、補助事業を実施しようとするときは、青梅市多様な他者との関わりの機会の創出事業実施届（様式第1号）に必要な書類を添えて、あらかじめ市長に対し、私立幼稚園における事業の内容および受入対象児童数等の事業計画等を届け出なければならない。
- (2) 補助対象者は、前号の規定により届け出た事業の内容を変更するときは、青梅市多様な他者との関わりの機会の創出事業内容変更届（様式第2号）により、市長に届け出なければならない。
- (3) 補助対象者は、第1号の規定により届け出た事業を廃止または休止するときは、青梅市多様な他者との関わりの機会の創出事業廃止（休止）届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

8 補助対象経費

補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とする。

9 補助金の額

補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他収入額を差し引いた額とを比較していずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

10 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

11 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、青梅市多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

12 申請内容の変更等

(1) 前項の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、青梅市多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第6号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

ア 交付申請の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(2) 市長は、前号の規定による申請があった場合において、当該申請内容を審査し、これを適当と認めるときは、青梅市多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金（変更・中止・廃止）承認書（様式第7号）により通知するものとする。

13 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、青梅市多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

14 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金額確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

15 消費税仕入控除税額の取扱い

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消

費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第 10 号）により市長に報告しなければならない。

- (2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させるものとする。

16 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和 41 年規則第 16 号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

17 実施期日等

- (1) この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から実施し、令和 9 年 4 月 1 日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第 8 項、第 9 項関係）

補助事業	補助対象経費	補助基準額
定期的な預かり	事業実施に必要な経費	ア 実施日数が年間で 1 日以上 104 日以下 7,968,000 円 イ 実施日数が年間で 105 日以上 208 日以下 12,398,000 円 ウ 実施日数が年間で 209 日以上 14,596,000 円
要支援児童等の預かり	事業実施に必要な経費	742,000 円

おためしおうめ生活補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）の宿泊施設を利用して市での暮らしを体験しようとする者に対し、その宿泊費の一部を予算の範囲内でおためしおうめ生活補助金（以下「補助金」という。）として交付することにより、市での生活の魅力を知るきっかけにつなげ、もって移住・定住

の促進に寄与することを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) おためし事業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者または住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者であって、第11項の規定により市に登録したものをいう。
- (2) おためし施設 おためし事業者が前号に規定する事業を営む市内の宿泊施設のことをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を行うものを除く。
- (3) おためしおうめ生活 近隣区域外（市の区域外であって、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村および奥多摩町を除く自治体をいう。）に住所を有する者および同居の親族（以下「体験希望者」という。）が、市での暮らしの体験を目的として、おためし施設へ滞在することをいう。
- (4) 宿泊費 宿泊するために必要となる宿泊施設の利用料金とし、飲食料金およびサービス料金を除いた費用をいう。

3 補助対象者

補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす体験希望者とする。ただし、第3号の規定において、体験希望者のうち同居の親族についてはこの限りでない。

- (1) おためしおうめ生活をしようとする者であること。
- (2) おためしおうめ生活をしている期間中に次に掲げる活動のいずれかを行うこと。
 - ア 移住前の暮らし体験として次に掲げる事項のいずれにも該当するもの
 - (ア) 市が行う移住相談窓口等において第6項の規定による補助金交付の申請日以前に対面またはオンライン形式による移住相談を行うこと。
 - (イ) 市での住居または仕事を探し、暮らしを体験する等の活動をする事。
 - イ 体験希望者に対し、普段とは異なる地域の保育園への通園を通して子育てができる暮らし体験を提供する市の事業に参加すること。
- (3) おためしおうめ生活の開始日において、18歳以上であること。
- (4) 就職、転勤、婚姻、修学等による転入予定者でないこと。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護、同法にもとづく保護に準じた保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した

中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けていないこと。

(6) 青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、補助対象者がおためしおうめ生活に要した宿泊費とする。

5 補助金の額等

(1) 補助金の額は、1人当たり1泊分の宿泊費に2分の1を乗じて得た額とし、その額が5,000円を超えるときは、5,000円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

(2) 補助金の対象となる宿泊は、補助対象者1人につき同一年度内に4泊までとする。

6 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、おためし施設への宿泊の予約をした上で、おためしおうめ生活補助金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な事項を記入し、宿泊日から起算して14日前までに青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと市長が認めたときは、この限りでない。

7 交付の決定等

(1) 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、おためしおうめ生活補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(2) 市長は、前号の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）に対しておためしおうめ生活アシスト券（様式第3号。以下「アシスト券」という。）を交付するものとする。

8 補助の実施方法

宿泊費に対する補助は、補助決定者がアシスト券をおためし事業者へ提出することにより補助金額の控除を受け、当該控除額について、補助対象者の意思にもとづきおためし事業者が代理受領する方法によるものとする。

9 補助金の請求等

(1) 補助決定者は、おためし施設において、アシスト券を提出し、宿泊費から補助金額を控除した額を支払い、おためしおうめ生活を行うものとする。

- (2) 前号の規定によりおためしおうめ生活を提供したおためし事業者は、おためしおうめ生活の利用があった年度の翌年度の4月15日までにアシスト券を添えて、市長に補助金の請求を行うものとする。
- (3) 市長は、おためし事業者からの請求にもとづき、前号の請求を行った日から起算して1か月以内に補助金を支払うものとする。

10 決定の取消し等

- (1) 補助決定者は、アシスト券を使用する前に第3項の要件を満たさなくなったときまたは満たさなくなることがわかったときは、交付されたアシスト券を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。
- (2) 市長は、補助決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。
 - ア 前号の規定による届出があったとき。
 - イ アシスト券を使用する前に第3項に規定する要件を満たさなくなった事実が判明したとき。
 - ウ 申請の内容に虚偽の事実が判明したとき。

11 おためし事業者の登録等

- (1) おためし事業者として登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、必要書類を添えておためし事業者登録申請書（様式第4号）により、市長に申請するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、おためし事業者登録決定通知書（様式第5号）により登録申請者に結果を通知するものとする。
- (3) 市長は、おためし事業者として登録された者の名簿（以下「事業者名簿」という。）を作成するものとする。

12 登録内容の変更等

- (1) おためし事業者は、次のいずれかに該当するときは、必要書類を添えて、おためし事業者登録（変更・一時休止・辞退）届出書（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。
 - ア 登録内容に変更があったとき。
 - イ 登録を一時休止し、または辞退しようとするとき。
- (2) 市長は、前号に規定する届出があったときは、その内容を審査し、事業者名簿の登録内容の変更または登録の抹消を行うものとする。

13 登録の取消し

市長は、おためし事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録内容に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請内容であったとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

14 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年5月1日から実施し、令和9年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例による。

外国人英語指導助手派遣にかかるプロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

外国人英語指導助手派遣を行うに当たり、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、外国人英語指導助手派遣プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員7人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 指導室長
- (2) 委員 次のアからエまでに掲げる者
 - ア 教育指導担当主幹
 - イ 指導主事 1人
 - ウ 青梅市立小学校長 1人
 - エ 青梅市立中学校長 1人

オ 青梅市立小学校副校長 1人

カ 青梅市立中学校副校長 1人

4 委員長の職務および代理

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 会議

(1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の職員等の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）および青梅市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、指導室において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和6年6月1日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長および教育長に報告した日の翌日をもって廃止する。